

至 急

(地 4F)

平成15年4月4日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

「SARSとすべき症候群の考え方」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の取り扱いにつきましては、平成15年4月3日付（地 3F）をもって、貴会宛てにお送り申し上げたところであります。

本日、開催されました厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会感染症部会において、「SARSとすべき症候群の考え方」がとりまとめられましたので、取り急ぎお送り申し上げます。

本件は都道府県知事から厚生労働大臣への通報の対象となる重症急性呼吸器症候群（SARS）の考え方を示したものであります。医師から都道府県知事への届出の対象は、すでに通知申し上げておりますとおり、「疑い例」、「可能性例」であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、医療機関への周知協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省より正式通知が出されましたら改めてお送り申し上げます。

SARS とすべき症候群の考え方

医師から都道府県知事への届出の対象となる「疑い例」「可能性例」のうち、以下の場合を除く「可能性例」を都道府県知事から厚生労働大臣への通報の対象となる「重症急性呼吸器症候群（SARS）」とする。

- ・ 他の診断によって病状が説明できるもの
- ・ 標準の抗生剤治療で改善する等3日以内に病状の改善を医師が認めたもの

疑い例

2003年2月1日以降に以下の全ての症状を示して受診した患者で

- ・ 38度以上の急な発熱がある者
- ・ 咳、息切れ、呼吸困難感などの呼吸器症状を一つ以上呈している者

かつ、以下のいずれかを満たす者

- ・ 発症前10日以内に、原因不明の重症急性呼吸器症候群の発生が報告されている地域へ旅行した者
- ・ 発症前10日以内に、原因不明の重症急性呼吸器症候群の症例を看護・介護するか、同居しているか、近距離で接触するか、患者の気道分泌物、体液に触れた者

可能性例

疑い例であって、

- ・ 胸部レントゲン写真で肺炎、または呼吸窮迫症候群の所見を示す者

または

- ・ 原因不明の呼吸器疾患で死亡し、剖検により呼吸窮迫症候群の病理学的所見を示した者

（備考）重症急性呼吸器症候群は、発熱、呼吸器症状に加え、頭痛、筋硬直、食欲不振、倦怠感、意識混濁、発疹、下痢等の症状を伴うものもある。